

GCC 加盟国向け輸出加工食品の取扱要綱に係る FAQ

2025 年 10 月

農林水産省輸出・国際局規制対策グループ

本 FAQ は、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 ZZ-05「GCC 加盟国向け輸出加工食品の取扱要綱」に関する FAQ です。本 FAQ 内で、「証明書」は同取扱要綱に基づき発行される GCC 加盟国向け輸出加工食品に関する衛生証明書を指します。

「2 定義」について

Q1 商品へのラベル貼付のみを行う施設は取扱施設に該当しますか。（取扱要綱 2（4）関連）

A1 取扱施設とは加工食品を最終加工（単なる保管を除く。）する施設としており、輸出する加工食品に関して最終的に製造又は加工が行われた施設を指します。例えば、当該加工食品に単にラベルの貼付のみを行う場合は、当該加工食品の製造又は加工に当たらないため、商品へのラベル貼付のみを行う施設は取扱施設には該当しません。

「3 証明書の発行要件」について

Q2 輸出しようとする商品が証明書の発行対象かどうか分かりません。（取扱要綱 3（1）①関連）

A2 証明書の発行対象となる加工食品は、取扱要綱別紙 2 の 3 のとおり、GCC ガイドライン (<https://faolex.fao.org/docs/pdf/gcc166574E.pdf>) における加工食品の衛生証明書様式 (Appendix (2) Health certificates Forms の「Template No (1) Health Certificate for Export of Processed Food」) の対象であるとして、同ガイドラインにおける食品カテゴリーと証明事項のリスト (Appendix (5) List of Food Categories and their Certification Requirements) において「Form Number (Suitable health Certificate) according to Annex "2"」欄の「1」に分類されている食品（ただし、動物性成分を主原料とする食品など、他の証明書の発行対象となる場合を除く。）になります。GCC ガイドラインをご確認いただき、その上でなお不明な場合は、輸出先国当局にご確認ください。

Q3 卸売業者等の中間業者を介していますが、取扱施設の営業許可証や営業届出、食品衛生監視票等を入手する必要があるでしょうか。（取扱要綱 3（1）②、③関連）

A3 証明書の発行には取扱施設の情報が必要です。中間業者を通じる等してお取り寄

してください。

Q4 取扱施設は FSSC22000 の認定を取得しています。食品衛生監視票等の代わりに FSSC22000 に関する書類を提出すれば申請できますか。(取扱要綱 3 (1) ③関連)

A4 要綱に定めるとおり、食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが確認できる食品衛生監視票等をご提出ください。食品衛生監視票の発行等についてご不明点があれば、管轄の自治体へご相談ください。

Q5 輸出しようとする食品が、食品衛生法第 59 条第 1 項又は第 2 項に基づく廃棄等の措置の対象となっていないものであることや、食品衛生法若しくは関係法規又は関係条例に基づく、施設の改善命令、許可の取消し又は営業の禁停止を受けている取扱施設が製造・加工したものでないことを示す資料として提出すべきものがありますか。(取扱要綱 3 (1) ④、⑤関連)

A5 別紙様式 1 の「2 誓約事項」の (5) (輸出する加工食品は、食品衛生法第 59 条第 1 項又は第 2 項に基づく廃棄等の措置の対象となっていない食品であること。)、 (7) (輸出する加工食品の取扱施設は、食品衛生法もしくは関係法規又は関係条例等に基づく営業の禁停止を受けている施設ではないこと。) で誓約いただき、資料の提出を求めるものではありません。なお、審査において必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

Q6 輸出しようとする食品が、取扱施設から出荷後、開封等されておらず、適切な管理が行われていることが確認できることはどのような資料で説明できますか。(取扱要綱 3 (1) ⑥関連)

A6 取扱施設から輸出者の保管施設までの運送伝票や納品書で経路を示していただき、保管施設が食品保管に適した施設であることが分かる情報 (食品倉庫のパンフレットや、ホームページ等) をお示しください。また、4 (1) ④ (加工食品のパッケージ写真及び商品ラベルの写真並びに取扱施設の名称・住所が分かる資料) にて申請される輸出加工食品のパッケージ写真をご提出いただくため、そちらでも確認ができれば構いません。

Q7 輸出しようとする食品が、設定された消費期限内に輸出先国において消費することが困難ではないことはどのような資料で説明できますか。(取扱要綱 3 (1) ⑦関連)

A7 別紙様式 1 の 1 (11) 製品情報⑧ (賞味期限・消費期限) やパッケージ写真・ラベル写真の賞味期限・消費期限から確認いたします。パッケージ写真及びラベル写真では確認できない場合は、その他賞味期限・消費期限が記載された資料をご提出ください。

Q8 輸出することのみを目的として製造又は加工された食品（輸出専売品）の場合、国内向けに製造・加工等されている製品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことを説明するために、どのような資料を提出すれば良いですか。（取扱要綱3（1）⑧関連）

A8 国内向け製品と原料や配合割合、製造工程等を比較し、相違点があればそれをしていただき、その相違点が食品衛生法上問題とならないことをご説明ください（自由形式）。

例えば、外装や表示が異なるのみであれば、輸出専売品と国内流通品では外装や表示が異なるものの、製品の原料や配合割合、製造工程等が同一であることをご説明いただき、輸出専売品と国内流通品の外装や表示部分の写真をご提示ください。

Q9 出港前の貨物であることはどのような資料で説明できますか。（取扱要綱3（3）関連）

A9 4（1）①（インボイスまたはパッキング・リストの写し）もしくは②（船荷証券（B/L）又は航空貨物運送状（AWB）の写し）をご提出ください。

「4 証明書の発行手続」について

Q10 船や飛行機の出港前に船荷証券（B/L）又は航空貨物運送状（AWB）を入手することはできないため、インボイス又はパッキング・リストの写しを提出すれば良いですか。（取扱要綱4（1）①、②関連）

A10 要綱に定めるとおり、3（3）（出港前の貨物であること。）を満たすことが確認できる場合は、①及び②を全て提出する必要はありません。

Q11 取扱施設が営業届出を行っている施設であることが確認できる資料は、営業届の写しではなくても、届け出ていることが分かるものであれば良いですか。（取扱要綱4（1）③関連）

A11 問題ありません。なお、審査において提出された資料が適切でないと判断された場合には、営業届の写しを求める場合があります。

Q12 加工食品のパッケージ写真及び商品ラベルの写真並びに取扱施設の名称・住所がわかる資料は、写真には何を写す必要がありますか。（取扱要綱4（1）④関連）

A12 別紙様式1の1（11）製品情報と照合するため、これらの情報が分かるように撮影してください。パッケージもしくはラベルに記載されていない場合は、これらを説明できる資料をご提出ください。

Q13 パッケージ写真及び商品ラベルの写真は申請のたびに撮り直す必要がありますか。（取扱要綱4（1）④関連）

A13 最新のものをご提出ください。なお、ラベルに表示されている商品情報が全く同

一であり、以前のラベル写真が審査に適している（今回撮影したラベル写真が読み取りにくい等の）場合は、今回輸出する加工食品のラベル写真とあわせて以前のラベル写真をお送りいただいても構いません。ただし、その場合は同一商品の写真ではあるが今回輸出する加工食品ではない旨明記してご提出ください。

Q14 賞味期限は別紙様式 1 の 1 (11) ⑧に記載しますが、パッケージ写真でも確認できる必要がありますか。（取扱要綱 4 (1) ④関連）

A14 別紙様式 1 と添付書類の内容が整合していることを確認するために必要です。パッケージ写真に記載されていないければ、賞味期限が分かる資料をご提出ください。

「5 証明書の交付」について

Q15 証明書は最寄りの地方農政局等で受け取れますか。

A15 現在、本証明書の交付は農林水産省輸出・国際局規制対策グループでの手交もしくは郵送での受け取りのみで、地方農政局等で受け取ることはできません。

Q16 郵送で証明書を受領する場合、申請者の所在地以外の場所（空港等）の宛先へも郵送してもらえますか。

A16 申請者の所在地以外の場所にも郵送可能です。希望する宛先を取扱要綱 4 (1) ⑥の返送用封筒にご記入ください。

別紙様式 1 について

Q17 商品名及び商品説明には何を記入すれば良いですか。（取扱要綱別紙様式 1 の 1 (11) ④関連）

Q17 輸出する加工食品がどのような製品か分かる一般名称を記載してください。なお、商品名と商品説明をそれぞれ記入していただく必要はありません（別紙様式 2 の 15 Identification of the Food Products のうち Name & Description of Food 及び本 FAQ 別添 1 のとおり）。

具体的には、別紙様式 1 の 1 (11) ④（商品名及び商品説明）に一般名称（日本国内用商品ラベルの「名称」等）を、⑥（ブランド名）に商品ブランド名を記載していただくことを想定しております。なお、英語表記は日本語直訳でなくとも、現地でどのような加工食品か説明できるような名称であれば構いません。

記載すべき内容に不明な点がございましたら、現地の輸入業者等との調整をお願いいたします。

Q18 ロット番号がない場合は記載しなくても良いですか。（取扱要綱別紙様式 1 の 1 (11) ⑩関連）

A18 商品をトレースするために特定する情報をご記入ください。例えば賞味期限をロットとして使用する商品であれば、そちらを記入いただいても構いません。

Q19 1つのコンテナに複数製造者の商品、又は同一製造者であっても異なる商品を混載する場合、全ての商品について1件ずつ証明書を申請する必要がありますか。

A19 別紙様式2の1ページ目において、7 (Producer)、8 (Packing Establishment) 及び15 (Identification of the Food Producer) については、複数の場合は別添に記載することが可能で、その場合は1件の申請として扱います。

1つのコンテナ（別紙様式1の1.(9) 輸送番号が同一）であれば、複数の商品でも申請は1件として扱うことができるケースに当てはまると思われるため、1.(11) の製品情報を別添（自由形式。例として別添1をご参照ください。）でご提出ください。

Q20 1つのコンテナに複数製造者の商品を混載する場合、全ての資料がそろそろ前に証明書を発行してもらえますか。

A20 別紙様式1 及び全ての資料をご提出いただき、審査が終了してから証明書を発行します。

Q21 誓約事項を満たしていることを示す資料の提出は必要ですか。（取扱要綱別紙様式1の2 関連）

A21 誓約事項については、(1)～(7) を満たしていることを申請時にご誓約いただくものであり、資料の提出は不要です。ただし、審査において必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

手数料について

Q22 1つのコンテナに複数製造者の商品を混載する場合、全ての情報を添付書式1枚に記載し1件として扱えば、手数料は870円になりますか。

A22 別紙様式2の1ページ目において、7 (Producer)、8 (Packing Establishment) 及び15 (Identification of the Food Producer) については、複数の場合は別添に記載することが可能で、その場合は1件の申請として扱います。

1つのコンテナ（別紙様式1の1.(9)（輸送番号（航空便名、船便名、AWB 番号等）が同一）であれば、複数の商品でも申請は1件として扱うことができるケースに当てはまると思われるため、手数料は870円になります。

Q23 手数料はどのように納付すれば良いですか。

A23 申請書の空きスペースに手数料に相当する額の収入印紙を貼り付けて提出してください。割り印・消印は押さずにお送りください。

参考:https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/shoumei_charge-1.pdf

その他

Q24 申請から発行されるまでどれほどかかりますか。

A24 5 営業日を目安にしてください（修正がない場合）。申請する商品が多い場合は審査に時間がかかる可能性がありますので、余裕をもって申請してください。

Q25 本証明書は一元的な輸出証明書発給システムで申請できますか。

A25 現在、本証明書は一元的な輸出証明書発給システムでは申請できず、別紙様式 1 を農林水産省輸出・国際局規制対策グループへ提出いただくことで申請を受け付けています。一元的な輸出証明書発給システムを利用した申請が可能になった場合は、取扱要綱を改正してお知らせします。

Q26 申請先はどこですか？

A26 農林水産省輸出・国際局規制対策グループ 企画班になります。

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

Q27 代理人による申請は可能ですか。

A27 代理人による申請は可能です。ただし、代理人名を記載した輸出者からの委任状（別紙様式 3）が必要となります。また、代理人による申請の場合、申請者名は、代理人ではなく、申請者（輸出者）名で行ってください。

Q28 輸入された食品を日本国内で加工等せずに輸出する場合は、証明書の発行対象になりますか。

A28 本証明書の発行対象は、食品衛生法に基づく監視指導を受けていること等の条件を満たしている取扱施設からの加工食品です。輸入された食品を日本国内で加工等せずに輸出する場合、取扱施設は上記の条件を満たすことが確認できないと考えられるため、発行対象にはなりません。

Q29 申請した内容に変更が生じました。証明書の修正は可能ですか。

A29 証明書の発行前の審査段階で申請内容に変更が生じた場合は、申請内容を修正することができます。申請先に修正が必要なことを連絡してください。

また、既に審査と発行が完了している輸出証明書は、修正を行うことはできないため、異なる申請番号で手続きを行う必要がありますが、貨物が出港後の場合は、取扱要綱 3（3）の要件を満たさないため、変更の内容によっては発行に応じられない場合があります。

取扱要綱 3（2）について、添付資料のご提出にあたってご留意いただきたい事項を別添 2 に例示しておりますので、ご参照ください。

記載例

(別添1)

Name & Description of Food	HS Code	Brand Name	Production Date	Expiry Date	Number of Packages	Batch/Lot No.	Total Weight	Producer		Packing Est.(if applicable)	
								Name	Address	Name	Address
商品名及び商品説明	HSコード	ブランド名	製造日	賞味・消費期限	包装数 単位	ロット番号	総重量 単位 (kg)	取扱施設の名称	取扱施設の住所	包装施設の名称	包装施設の住所
ジュース	0123456 78912	みかんジュース	01,Oct,2025	01,Oct,2026	15 CTN	A1111	150 kg	〇〇株式会社 × × 工場	東京都〇〇市〇〇町 1-2-3		
JUICE	0123456 78912	MIKAN JUICE	01,Oct,2025	01,Oct,2026	15 CTN	A1111	150 kg	〇〇 CO., LTD × × FACTRY	1-2-3,〇〇, 〇 〇,Tokyo, Japan		
せんべい	0987654 32109	かきあげ	02,Oct,2025	02,Oct,2026	20 BOX	B2222	200 kg	□□株式会社△△工 場	〇〇県〇〇市〇〇町 456		
RICE CRACKER	0987654 32109	KAKIAGE	02,Oct,2025	02,Oct,2026	20 BOX	B2222	200 kg	□□ CO., LTD △△ FACTRY	456,〇〇,〇〇,Japan		

※セルの設定は変更しないでください

Packing List

The name of exporter

Address :

TEL :

DATE : dd/mm/yyyy

Invoice No. : xxxxxxxx

Shipper :

Name

Address

TEL

From :

Tokyo port, JAPAN

To:

OOOO port, QATAR

Consignee :

Name

Address

TEL

Vessel : x x x x

ETD : dd/mm/yyyy

Quantity	Description of Goods	Total	Net weight	Gross weight
xxx (11) 9	□□□□ (11) 4	xxx kg	xxx kg (11) 11	xxx kg

営業許可証又は営業届出書

営業許可証

許可番号：XXXXXXXXXX

住 所
氏 名

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった営業については、食品衛生法第 55 条第 1 項の規定により次のとおり許可します。

令和〇年〇月〇日

〇〇県 〇〇保健所長 〇〇 〇〇

1 営業の種類

2 営業所所在地 (11)①

3 営業所の名称 (11)①

ラベルの製造所と
一致していますか？

4 有効年月日 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで

5 備考

有効期限内に製造された
食品ですか？

営業許可証や営業届出書の他に、
許可を得ていること/届け出ていることが
分かる資料があれば、出典を明記して
ご提出ください。

例) 厚生労働省オープンデータ

食品衛生監視票

食品衛生監視票

別添 1

許可番号・届出番号：

食品等事業者氏名：

施設所在地：

(11)①

ラベルの製造所と
一致していますか？

営業の種類： ☐ 営業許可（

取扱食品：

(※ 許可業種、届出業種、必要に応じて取り扱っている食品や業種の特徴も記載すること)

HACCPに沿った衛生管理

☐ HACCPに基づく衛生管理

☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

使用又は参考とした手引き書（

取得している第三者認証（

食品衛生管理者が必要な業種

☐ 食品衛生管理者（氏名

監視項目

基準点^{※1}

採点

※1 施設に応じて基準点を修正することができる。

I 全体的な事項(HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設は、1～5においてHACCPの内容も評価する)

1. 営業者の責務

1	衛生管理計画を作成している	4	
2	必要に応じて手順書を作成している	6	
3	食品取扱者等に教育訓練を実施している	8	
4	衛生管理の実施状況を記録し、保存している	4	
5	効果を検証し、計画・手順書を見直している	4	

II 一般的な衛生管理に関する事項

1. 食品衛生責任者の選任

6	食品衛生責任者を選任している	1	
---	----------------	---	--

2. 施設の衛生管理

7	施設及び周辺の清潔な状態を維持している	2	
8	不必要な物品を置いていない	1	
9	施設内の内壁、天井及び床を清潔に維持している	1	
10	施設内の採光、照明、換気が十分である	2	
11	窓及び出入口の管理が適切である	1	
12	排水溝の管理が適切である	2	
13	便所を清潔に管理している	2	

3. 設備等の衛生管理

14	機械器具の洗浄・消毒・補修を適切に行っている	2	
15	計器類・殺菌装置等の定期点検を実施している	2	
16	化学物質を適切に使用・管理している	1	
17	手洗設備に必要な備品が備えられている	3	
18	洗浄設備が清潔に保たれている	1	

4. 使用水の管理

19	水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を用いている	2	
20	貯水槽を定期的に清掃している	1	
21	殺菌装置・浄水装置の定期点検を実施している	2	

パッケージ写真



(11)⑦、⑧

(11)⑥

3(1)⑥「GCC加盟国向け輸出加工食品が、取扱施設から出荷後、開封されておらず、適切な管理が行われていることが確認できること。」を満たしていることの確認として、商品全体を映した写真と、上述の内容が確認できる写真(全体を映した写真では確認が難しい場合)をご提出ください。

商品ラベル写真

輸出専売品等、ラベルでこれらの情報が確認できない場合は、別途確認資料を提出してください。

(例1)

名 称	(11)④
原材料名	
内 容 量	
賞味期限	(11)⑧
保存方法	(11)③
製 造 者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇—〇
製 造 所	××株式会社 ××工場 (11)① ××県××市××町×× ×××—×

(例2)

名 称	(11)④
原材料名	
内 容 量	
賞味期限	(11)⑧
保存方法	(11)③
製 造 者	〇〇株式会社 +Aa (11)① 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇—〇

「製造所」が記載されていない場合でも、製造所固有記号が記載されている場合は、検索結果をあわせて提出してください。

申請された加工食品のラベルに表示されている商品情報が以前申請したものと全く同一である場合、今回輸出する加工食品のラベルとあわせて以前提出いただいたラベル写真をご提出いただくことも可能です。(Q&AのQ14参照)